



JS 2025

ものづくり補助事業展示商談会
「中小企業 新ものづくり・新サービス展」

Japan SMEs Tech & Services 2025

出展募集要綱

会期：2025年12月16日(火)～18日(木)

会場：東京ビッグサイト 東7・8ホール

出展申込締切

2025年8月29日(金) 17:00迄

ものづくり補助事業展示商談会「中小企業 新ものづくり・新サービス展」展示事務局
(主催 全国中小企業団体中央会)

出展効果を高めるサポートサービス（出展メリット）＆本展の特長

I. 出展効果を高めるサポートサービス

※オンライン出展者は、①②のサービスのみご利用可能です。

① バイヤー企業との商談

[ブース出展] [オンライン出展]

事務局が招聘する大手・中堅バイヤー企業との商談機会を活用し新規顧客獲得・販路拡大を図ります。事務局が事前収集したバイヤーのニーズに興味ある出展者であればどなたでも商談申込可能。出展者は希望するバイヤーとの商談希望を事務局に申込むだけで商談日時等は事務局が調整します。

会場での対面形式の商談、もしくはオンライン商談のどちらかの形式となります。

② マッチング支援サービス

[ブース出展] [オンライン出展]

本展のマッチングシステムを通じて、来場者（もしくはサイト閲覧者）からの商談申込、見積・製品等の詳細照会の連絡を受け取ることができます。また、貴社製品・サービス・技術等に関連性のある他社情報を閲覧した方には、貴社情報も閲覧を推薦する出展者として表示されることがあります。

③ チラシの代行発送

[ブース出展]

事務局が出展者に代わり、チラシを代行発送します。出展者は取引先等リストを事務局に提供するだけで、発送作業や郵送費の負担なくチラシを送付することができます。（代行発送先数には上限があります）

④ ライターによる取材記事

[ブース出展]※

産業ライターが貴社をインタビューし、貴社の魅力を記事化します。記事は、本展Webサイト「注目出展者」として掲載します。（※取材先は、事務局が選定いたします）

さらに

II. 本展の特長

[前年度のアンケート結果より（抜粋）]

出展者

出展目的について

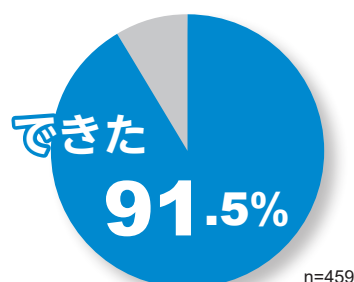
新規顧客の販路開拓 **93.0%**

自社または補助事業成果
（製品・サービス・技術等）のPR **76.0%**

出展者同士の交流・
ビジネスマッチング **40.1%**

※上位3位までを掲載 n=459

自社・事業成果のPRについて



来場者

来場目的について

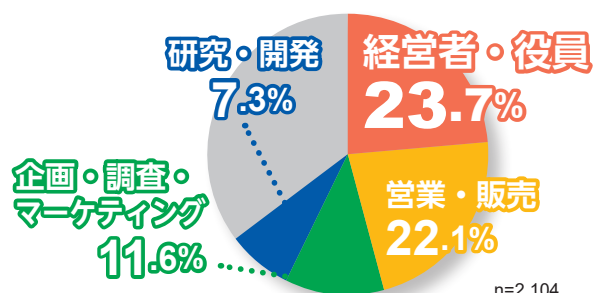
新製品の情報収集 **27.8%**

業界動向把握のための情報収集 **20.2%**

製品購入のための情報収集 **15.1%**

※上位3位までを掲載 n=2,944

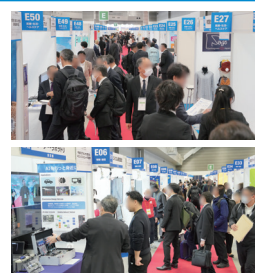
来場者職種について



出展者の声

※出展者アンケートより一部抜粋

- ☐ 想定していなかった具体的な課題を聞くことができ、開発案件として取り組んでいる。
- ☐ 顧客のニーズを直接伺うことができ、今後の製品の発展において有益となる情報を取得することができた。
- ☐ 県内の企業の方の来訪により企業アピールができ、その後順調にお取引できている。現在では主要取引先となった。
- ☐ 新販路に該当する大手ホームセンターのバイヤーが来場され、それがきっかけとなり取引が成立した。
- ☐ 出展者とコラボ商品を製作し新規業態への販路を開拓出来た。また、既存取引先に対してもこれまでと違う商品を実際にご覧頂く機会となり販促に繋がった。
- ☐ HPを介して営業活動をしていた企業様と直接お会いし、商談の機会を頂くことができた。



※更に詳しい出展者メリットは本展 Web サイトに掲載の動画にてご覧ください。（URL は P3 本展 Web サイト参照）

開催概要

名称

ものづくり補助事業展示商談会「中小企業 新ものづくり・新サービス展」

目的

- ものづくり補助事業に取り組んだ事業者が、ものづくり補助金を活用して開発した新しい製品・サービス・技術等（補助事業の成果）の販路開拓・拡大支援のために、本展示商談会（以下、本展）を開催します。なお、本展は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の中小企業生産性革命推進事業に係る予算を活用して実施しております。
- 補助事業の成果に係る新規顧客の獲得や販路開拓のため、商談機会を提供し、補助事業者の事業化促進支援を行います。加えて、補助事業の成果を一堂に展示することにより、市場の創出、企業間連携の実現、情報収集等のビジネスチャンスの提供を行います。
- これらの支援を通じて、中小企業・小規模事業者の経営力強化・生産性向上を図るとともに我が国経済の活性化につなげます。

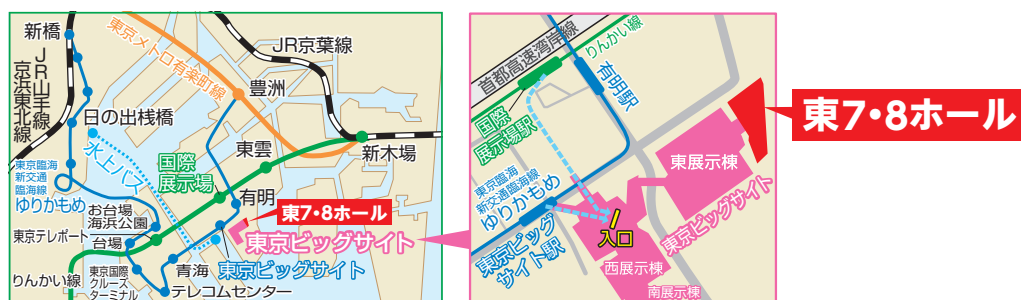
会期・会場

会 期：2025年12月16日（火）～18日（木）

会 場：東京ビッグサイト 東7・8ホール（東京都江東区有明3-11-1）

入場料：無料

時 間：12/16（火） 11:00～17:00（開会式 10:40 予定） 12/17（水） 10:00～17:00 12/18（木） 10:00～16:00



主催

全国中小企業団体中央会

後援（予定）

経済産業省	独立行政法人中小企業基盤整備機構	一般社団法人日本経済団体連合会
株式会社商工組合中央金庫	株式会社日本政策金融公庫	日本商工会議所
全国商工会連合会	独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）	独立行政法人国際協力機構（JICA）
都道府県中小企業団体中央会		

応募対象者

- ※ 平成30年度補正～平成31年度の補助事業者は、本年度分の「事業化状況・知的財産等報告」が本年6月末日までに完了しており、かつ「事業化あり（第1～5段階）」の者
- ※ 令和元年度補正（1～18次締切分まで）の補助事業者は、
 - ① 本年度分の「事業化状況・知的財産等報告」が本年5月末日までに完了しており、かつ「事業化あり（第1～5段階）」「地域別最低賃金よりプラス30円」を達成している者
 - ② 本年度分の「事業化状況・知的財産等報告（最低賃金報告のみ）」が本年5月末日までに完了しており、かつ「地域別最低賃金よりプラス30円」を達成し、本展開催までに「事業化の可能性がある」者

【応募対象者となる補助金】

「ものづくり補助事業」に取り組んだ事業者のうち、その成果の事業化^{注1}に取り組む者

- ・平成30年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
- ・平成31年度 ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金
- ・令和元年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（1～18次締切分まで）

注1「事業化」について

- ・補助事業者は補助事業終了後、5年間（各年度1回）、補助事業の成果の事業化状況等を報告する義務があります。
- ・「事業化」段階は右記になりますが、第1段階に満たない場合は「事業化なし」となり、本展の応募対象外となります。

第1段階	製品・サービス等の販売活動に関する宣伝等を行っている
第2段階	注文（契約）が取れている
第3段階	製品・サービス等が1つ以上販売されている
第4段階	継続的に販売実績はあるが利益は上がっていない
第5段階	継続的に販売実績があり利益が上がっている

出展申込方法・遵守事項

出展申込締切

2025年8月29日(金) 17:00迄

- ・下記Webサイト内の「出展申込フォーム」への入力完了が応募条件となります。
- ・出展申込フォームの必要事項は漏れなくご入力ください。

出展申込方法

本展のWebサイトより**出展規約を必ずご確認ください**の上、お申込みください。

<https://www.shin-monodukuri-shin-service.jp>

- ※出展申込時に補助事業の受付番号が必要になります。あらかじめ受付番号をご確認の上、お申込ください。
- ※なお、複数年度採択者は、全ての年度の補助事業の受付番号を入力してください。
- ※出展規約はこちらよりご確認ください。



重要 ブース出展に関する諸注意

※ 有料

1 小間 (6㎡) …… 出展一部負担金 **30,000円 (税込)**

※2小間以上の申込はできません。

※小間/基本設備の詳細は5ページをご参照ください。

[キャンセル料定義]

出展決定通知 (2025年9月中旬) 以降 自己都合によるキャンセル

[キャンセル料] 30,000円 (税込)

本展の特色と出展者の遵守事項

本展は、補助事業の成果を積極的かつ効果的にPRしていただくことを目的として出展経費を補助しています。そのため各種遵守事項があります。本事項に違反した場合は、次回以降の本展へのお申込ができませんので、ご注意ください。

※事務局が用意する基本設備以外の手配物、出展物運搬費や会場までの旅費・宿泊費等は出展者の自己負担となります。

重要 【遵守事項】

① 出展規約の遵守

出展の際は、出展規約を必ずご確認ください。Webサイトよりお申込の際、出展規約をご確認いただき、同意の上でお申込ください。

② 会期期間中の人員の常駐

出展内容及び、補助事業の成果や取り組みについて説明できる人員（来場者や関係者に、展示物及び、ものづくり補助金で実施した事業内容〔導入設備、実施した内容、ものづくり補助金によって得られた効果等〕を詳細に説明いただける方）を会期中3日間ブースに常駐させるようにしてください。ブース来訪者に「出展/事業内容が説明できない」とならないようご注意ください。
また商談等により、やむを得ず不在となる場合は「ブース不在中」の表示など、来場者にわかるよう掲示してください。

③ 1社1小間

1社でも多くの補助事業者に出展の機会を平等に提供するため1社あたり1小間としています。ブースに収まらない大型出展物などの場合は、パネル展示などの方法をご検討ください。

④ アンケートの提出

アンケート結果が本展継続の効果測定を行う非常に重要なデータとなります。出展直後や出展事後など複数回にわたるアンケート調査を行いますので、必ずご提出ください。

⑤ 現金での販売行為の禁止

現金での販売行為は禁止しています。なお、今回からキャッシュレス決済での物販については許可となりました。
※詳しくは出展規約をご確認ください。

⑥ 出展者の「マイページ情報」の拡充

バイヤーや来場者、事務局は、出展者の「マイページ情報」を基に商談の検討を行います。判断材料となる情報が不足すると商談組成が行われませんので、出展者の「マイページ情報」への情報提供・拡充をお願いします。

出展対象・ゾーニング

募集ブース数

500ブース

- ・応募者多数の場合は、原則として抽選により決定いたします。
※業種/地域別の出展者数を調整することがあります

出展物

出展物は、原則としてものづくり補助事業を活用して開発した製品・サービス・技術等の「補助事業の成果」に関する実物またはパネル展示・動画等となります。

NEW 物販について

今回よりキャッシュレス決済でのみ（現金禁止）試行的に物販を可能といたします。

詳細は出展規約をご確認ください。

※なお、決済環境については出展者自身でご用意ください。

出展ゾーン・ブース配置

- ・出展申込に際し、以下の4ゾーンから、実際の出展物（補助事業の成果）に最も適したゾーンを1つ選択してください。（出展ゾーンは相談させていただく場合があります。また、事務局からの出展決定通知発出後は、出展ゾーンの変更はできません。）
- ・9月26日(金)に開催する出展者説明会にてブース配置図を配布します。（出展ゾーン内のブース配置について、出展者が指定することはできません。また、事務局の許可なく出展者間でブース交換等を行うこともできません。）

NEW 出展対象

今回からゾーニングを4ゾーンに変更いたしました。

A 製造・加工テクノロジー

【過年度までの対象ゾーン】

- ・情報・通信（ハード・制御系）
- ・電機・電子部品
- ・機械・部品

【対象】

金属加工、精密加工、非鉄金属製品、銅製品、アルミニウム、ステンレス製品、スプリング、ベアリング、ねじ、シャフト、工作機械、機械工具、研削砥石、歯車・装置、CAD・CAM、産業用ロボット、自動組立装置、試験機器、溶接・接着等加工技術、高周波・低周波装置、制御装置、プラズマ装置、光学機器、LED、電線、AI、IoT、ハードウェア・ソフトウェアおよび技術、情報サービスなど

B 暮らし・ヘルスケア

【過年度までの対象ゾーン】

- ・情報・通信（生活支援・医療IT）
- ・医療・生活・ヘルスケア
- ・農林水産・食品

【対象】

介護、福祉、バリアフリー、リハビリ用品、介護ロボット、見守りシステム、ギフト、生活雑貨、住宅用品、卸売、修理、保険、教育、音楽、レジャー、衣類、ファッション、靴、バッグ、家具、ノート、OA サプライ、食品、飲料、植物栽培、園芸、種子、肥料、畜産、農業機械、養殖、漁業機械、林業機械、厨房・店舗器具、AI、IoT、医療IT、見守りシステム、生活支援ツールなど

C 素材・環境・インフラ

【過年度までの対象ゾーン】

- ・物流・サービス・その他（インフラ寄り）
- ・環境・建設・エネルギー
- ・化学・繊維・紙

【対象】

繊維加工、染色技術、木材加工品、自然石、金属鋳物製品、陶磁器、ガラス、ろうろう、セラミックス、ラベル、加工紙、シール、段ボール、印刷材料、印刷機器、3D印刷、印刷技術、化学品、原料、プラスチック加工品、ゴム加工品、バルブ、ポンプ、タイヤ、バイオ、石油加工品、壁材・床材、シール材、舗装材、照明、電源・電池、ドア、塗料、リサイクル製品、換気システム、冷暖房システム、工事器具・車両など

D 情報・DX

【過年度までの対象ゾーン】

- ・情報・通信（業務系）
- ・物流・サービス・その他（支援系）
- ・化学・繊維・紙（印刷・販促系）

【対象】

AI、IoT、VR/AR、IP 通信 /IPTV、ソフトウェアおよび情報サービス、クラウド、業務自動化ツール、セキュリティ、販促印刷、デジタルサイネージ、AR/VR プロモーション、物流、運搬機器、包装、看板、ホテル、広告、BPO、印刷技術、印刷機器、3D印刷、販促物製作、マーケティング支援、段ボール・パッケージ素材、業務支援サービス、バックオフィスツールなど

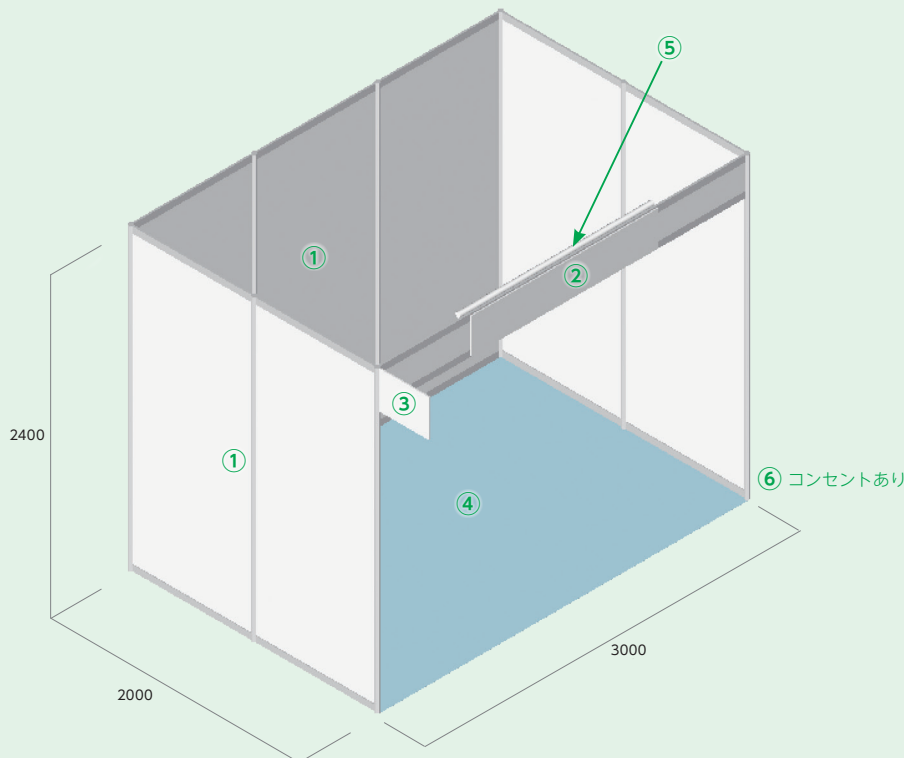
注意事項

- ・例えば、**精密加工を本業とする補助事業者**がその技術を生かして**ワインを補助事業で開発した場合、出展物はワインとなり、ゾーン区分は B 暮らし・ヘルスケア**となります。
- ・本業の業種でゾーンを選ぶのではなく、出展物（補助事業の成果）に適したゾーンを選んでください。

出展ブース規格

■ブースの大きさ

幅 3,000mm (内寸 2,980mm) ×奥行き 2,000mm (内寸 1,980mm) ×高さ 2,400mm
(白色・厚み3mmのベニヤとシルバーのスチール製支柱の組み合わせ)



■基本設備 (無料)

- ① バックパネル・サイドパネル (オクタノルムシステムパネル・白色)
サイズは幅 2,980mm×奥行き 1,980mm×高さ 2,400mm
- ② 社名板 (幅 1,500mm×高さ 280mm) ゴシック体・黒文字
- ③ 突出看板 (幅 300mm×高さ 280mm)
- ④ 床 (パンチカーペット貼り)
- ⑤ 蛍光灯 2 灯 (FL40W)
- ⑥ コンセント 1 個
(100V 2 口タイプ、アース無し300Wまで使用可)
- ⑦ 展示台 1 台
(幅 1,500mm×奥行き 600mm×高さ 700mm、白布付き、
展示台の重量制限：50kgまで)
- ⑧ パイプ椅子 1 脚

※上記以外のオプション設備 (有料) は、出展者説明会で
ご説明いたします。

注意事項

- ※ 出展は 1 出展者 1 ブースとなります。(連携体の場合は、出展者数に関わらず連携体単位で 1 ブース)
- ※ バックパネル・サイドパネルには、釘打ち、穴あけ、画鋏止め、壁紙等の表具はできません。S 字フック、チェーンやマジックテープ、弱粘性の両面テープなどをご利用ください。
- ※ 基本設備に含まれるブース装備品破損の場合は、修理費を請求させていただく場合があります。

禁止事項 禁止事項を発見した場合、注意・勧告、出展禁止を指示することがあります。

- ※ 補助事業者名以外の表記
- ※ ブース撤去時間 (会期3日目16:00) 以前の片付・撤去・搬出行為
- ※ 高さ2,400mmを超える装飾物・出展物 (やむを得ず超える場合は事務局の事前承認が必要です。)
- ※ 床面へのガムテープ、アンカー等による直接工作
- ※ 裸火の使用 (炎や火花を発生させる設備、ニクロム線等の露出した電熱器、石油ストーブ、アルコールランプ等)
- ※ 水、プロパンガス、圧縮空気の使用 (仕様上必要な場合は、事務局の事前承認が必要です。)
- ※ 水素を発生する商品の展示・デモンストレーション行為
- ※ ドローンなど飛行物を操作する行為
- ※ 他の出展者等や来場者の迷惑・妨害等となる行為
- ※ その他出展規約に記載のある事項

※仕様は一部変更になる可能性があります。

スケジュール

I. 全体

2025 年 8 月 29 日 (金) 17:00 迄	出展申込締切
① 締切間際はアクセスが集中するため、お早めにお申込ください。 ② 出展申込は基本情報の入力です完了しますが、出展決定後、IDとPWが付与されますので「出展者マイページ」へ進み、出展物（補助事業の成果）詳細やマッチング情報（期待する相手等）を必ず入力してください。	
2025 年 9 月中旬	出展決定通知の送付
2025 年 9 月 26 日 (金)	出展者説明会 ※詳細は下記「 出展者説明会 」をご参照ください。
2025 年 10 月上旬	Web サイトにて出展者情報掲載開始 (2026 年 2 月 28 日まで掲載)
2025 年 12 月 15 日 (月)	搬入（出展準備）
2025 年 12 月 16 日 (火) ～ 18 日 (木)	展示商談会開催 （最終日搬出）
2025 年 12 月 26 日 (金)	出展者アンケート提出（第 1 回）
2026 年 9 月頃	出展者アンケート提出（第 2 回）

II. 出展者説明会

1. 出展者説明会……………

「**説明会参加**」または「**アーカイブ視聴**（Webサイトに掲載）」いずれか**必須**（全出展者）

日時：2025年9月26日（金） 15:15 ～ 17:00

会場：東京都立産業貿易センター 浜松町館（※東京ビッグサイトではありません）

本展初参加の方は、できる限り現地で開催する説明会へご参加ください。

内容：出展に関する詳細のご案内 ※参加が難しい場合は、必ず「アーカイブ視聴」をお願いします。

- ① ブース、搬入出、装飾等の説明
- ② 什器、照明、電力等のオプション説明
- ③ 重要事項の説明、商品PR方法の紹介

2. スキルアップセミナー…………… **任意参加**

日時：2025年9月26日（金） 13:00 ～ 15:00

① **出展実務編** ② **商談準備編** ③ **SNS活用編** なお、アーカイブ視聴（Webサイトに掲載）も可能

※セミナー内容・順番については変更になる可能性がございます。

会場：出展者説明会会場（東京都立産業貿易センター 浜松町館）

内容：① 良いブースの作り方から、展示物の見やすい陳列方法、事前準備における自社チラシの作り方や HP 活用まで、出展準備を丁寧に解説。

② ・バイヤー企業の視点 ・商談準備と当日商談のコツ ・商談時に準備するアイテム ・商談後のコミュニケーションなど事例に即した商談助言を提供。

③ 展示会前の投稿戦略、当日のリアルタイム発信、来場者フォローまで SNS でできる実践策を紹介。（予定）

出展者説明会、スキルアップセミナーのアーカイブ視聴は別途ご案内します。

オンライン出展募集概要

オンライン出展とは ※ブース出展申込者は、改めて「オンライン出展」への申込の必要はありません。

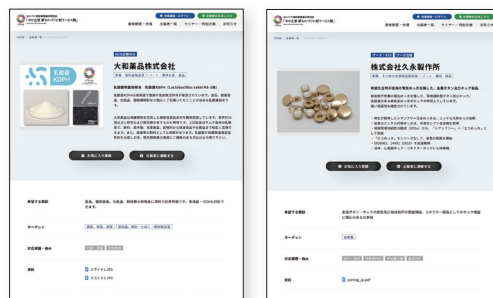
- ・オンライン出展は、会場でのブース展示の形式を取らず、本展のWebサイト上のみで出展する形態です。
- ・本展のWebサイト上においては、ブース出展者と同じマッチングシステム内に表示されます。

オンライン出展は無料です！

ブース出展が難しい方はこちら！

オンライン出展効果を高めるサポートサービス

- ① バイヤー企業との商談（オンライン商談可）
- ② マッチング支援サービス
事務局が提供するサービスを無料で利用いただけます。
（詳細P1参照）



応募対象者

※平成30年度補正～平成31年度の補助事業者は、本年度分の「事業化状況・知的財産等報告」が本年6月末日までに完了しており、かつ「事業化あり（第1～5段階）」の者

※令和元年度補正（1～18次締切分まで）の補助事業者は、

- ①本年度分の「事業化状況・知的財産等報告」が本年5月末日までに完了しており、かつ「事業化あり（第1～5段階）」「地域別最低賃金よりプラス30円」を達成している者
- ②本年度分の「事業化状況・知的財産等報告（最低賃金報告のみ）」が本年5月末日までに完了しており、かつ「地域別最低賃金よりプラス30円」を達成し、本展開催までに「事業化の可能性がある」者

【応募対象者となる補助金】

「ものづくり補助事業」に取り組んだ事業者のうち、その成果の事業化に取り組む者

- ・平成30年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
- ・平成31年度 ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金
- ・令和元年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（1～18次締切分まで）

募集者数

70社（予定）

出展物

出展物は、ものづくり補助事業を活用して開発した製品・サービス・技術等の「補助事業の成果」とします。

出展（Webサイト掲載）期間

2025年10月上旬～2026年2月28日（日）

出展申込締切

2025年10月31日（金）

出展申込方法

本展のWebサイトよりお申込ください。

<https://www.shin-monodukuri-shin-service.jp>

出展者事後アンケートについて

ビジネスマッチング支援サービスをご利用されるオンライン出展者は、後日アンケートへの回答が必須となります。

お問い合わせ先

ものづくり補助事業展示商談会
「中小企業 新ものづくり・新サービス展」
展示事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル18階
TEL：03-5946-8844 受付時間：10:00～17:00（土日祝日を除く）
E-mail：tenji@shin-monodukuri-shin-service.jp

【出展規約】

【ものづくり補助事業展示商談会「中小企業新ものづくり・新サービス展」出展規約（以下「本規約」）】

全国中小企業団体中央会（以下、「当中央会」といいます。）は、当中央会が主催する【ものづくり補助事業展示商談会「中小企業新ものづくり・新サービス展」】（以下、「本展」といいます。）の運営にあたり、以下の出展規約（以下、「本規約」といいます。）を定めています。

本展への出展申込みに際しては、本規約および、本展の出展要綱に同意いただく必要があります。

なお、主催者等とは当中央会および以下の1.に定める事務局をさします。

1. 本展事務局

本展事務局（以下、「事務局」といいます。）は、本展の主催者である当中央会より日本コンベンションサービス株式会社が受託し運営しています。

2. 出展契約と出展ブース使用の権利

(1) 出展者は、本展示会への出展を希望する場合、本展示会の主催者が別途定めた出展申込フォームに入力完了をもって正式申込みとします。

(2) 事務局は、出展者から出展申込フォームに入力された記載事項などにつき確認、承認の後、出展一部負担金に関する「請求書」を出展者に送付します。

(3) 応募多数の場合は原則抽選、並びに業種/地域別の出展者数などを事務局が調整した後、出展を承認します。

(4) 応募者多数のため出展が承認されず、出展契約が成立しなかったことにより応募者に生じた損害については、主催者等は何ら賠償する責任を負わないものとします。

(5) 事務局が「請求書」を出展者に発送し、出展者が「請求書」指定の期日までに「出展一部負担金全額」の振込みを完了することによって「出展契約」が成立したものとします。出展者が「請求書」指定の期日に本規約第3項（2）号に従って出展一部負担金全額を完納するまでは、出展ブースを使用する権利は発生しないものとします。

3. 出展にあたっての諸注意

(1) 応募対象者・正式申込

出展募集要綱に記載の応募対象者以外は申込みできません。出展を希望する応募対象者は、本規約の各条項に同意した上で申込みものとします。

(2) 出展一部負担金の請求と支払

①第2項により「請求書」が出展者に届いた場合、出展者は、「請求書」に記載の振込期限までに、出展一部負担金

全額を、主催者が指定する金融機関の口座に振込むことにより支払うものとします（手形での支払いはできません）。また、振込手数料は出展者が負担するものとします。

②出展者が振込期限までに「出展一部負担金全額」の振込みを行わない場合、主催者は、出展者が当該出展申込を取り下げたとみなすことができるものとします。

(3) 出展申込の不受理

主催者等が、自ら定める出展不受理基準（以下の①から⑦）に従い、出展者や出展物が出展に適さないと判断した場合には、出展申込を不受理とする場合があります。

①出展申込フォームその他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合

②出展物が本展の趣旨にそぐわないと判断される場合

③出展物が第三者の権利（知的財産権、肖像権など）やプライバシーを侵害していると判断される場合

④来場者、他の出展者およびその他の第三者から過去の本展において苦情が寄せられたことがある場合、並びにそのような苦情等が寄せられると予想される場合

⑤出展者が自ら法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合

⑥出展者が「11. 反社会勢力の排除」に定める反社会勢力であることが判明した場合

⑦その他、本展への出展が不相応と判断される場合

(4) 出展禁止措置

次に該当する場合は、出展禁止措置をとります。

①販売禁止・輸入禁止品、その他の法令で禁止されたもの（疫病等で世界保健機関（WHO）の伝播地域指定のある国・地域からの出展を含む）を展示した場合

②引火性・爆発性または放射性等のある危険物を展示した場合

③知的財産権その他第三者の権利を侵害または侵害が懸念される場合

④上記以外でも、本展運営に支障をきたす恐れがある場合

⑤その他、本展への出展が不相応と判断される場合

4. 出展キャンセル

出展申込後の出展キャンセルは原則認められません。出展者の事情により、出展キャンセルをする場合、出展者は主催者等が認める方法で主催者等に届け出た上、出展者募集要綱に定めるキャンセル料を主催者等に支払わなければなりません。キャンセル料以上の損害が主催者等に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。キャンセルに際して生じた出展者の損害については補償しません。

【出展規約】

また出展者が出展契約の解約を希望する場合、その理由を明記した書面による解約希望通知を主催者に送付するものとします。また出展者がキャンセル料を支払った時点で、主催者と出展者間の出展契約は解約されたものとしします。

＜キャンセル料＞

①出展契約成立の後のキャンセルは、出展一部負担金全額の100%をキャンセル料とします。

②主催者等が認める方法で出展者が解約希望通知を行った時点で、出展者が既に主催者に対して出展一部負担金の全部又は一部の支払いを行っている場合、前項に定めるキャンセル料は、当該支払済みの出展一部負担金から充当されるものとします。なお、出展者は、主催者に支払済みの出展一部負担金がキャンセル料に満たない場合はその差額を、出展者が出展一部負担金を全く支払っていない場合はキャンセル料全額を、直ちに主催者に支払うものとしします。

③出展者は、出展最終日の16時まで出展せず、途中で出展を引き上げた場合でも、キャンセルとみなし、この場合、本項第①号のキャンセル料をもらい受けます。また、次年度以降の本展への申し込みは受け付けられないことがございます。

5. 出展ブース

(1) 出展ブース位置の決定

出展者の出展ブースは、主催者等が定める会場全体のブース配置計画に基づきブース位置を決定します。出展者はその結果に従うものとします。

(2) 出展ブースの交換・譲渡・貸与・転貸・売買の禁止

出展者は、主催者等が定めた出展ブースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与・転貸・売買等権利の移転をすることはできません。

(3) ブース位置の変更

主催者等は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または出展禁止指示等を受けた場合、出展者の承認を要せずにブース設置の全体レイアウトの変更等を行うことができます。

6. 各種書類の提出

出展者は、「出展者マニュアル・提出書類」の提出書類、出展者アンケート、出展者事後アンケートなど事務局が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者等は翌年度以降の出展申込を不受理とすることがあります。

7. 出展者情報冊子等への掲載素材提供義務

出展者は、主催者等が指定した期日までに、求められた出展者ガイドブック・Webサイト用掲載素材を提出してください。出展者が提出した素材は、本展に使用する目的のため、事務局が自由に加工・構成・編集できるものとしします。提供された素材は返却いたしません。

また、出展者が提供する素材は、著作権その他の権利侵害などの法的問題が発生する危険が一切ないものに限りません。これらの素材に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決することとし、主催者等は一切の責任を負いません。なお、主催者等は出展者に対し、素材利用に関してのロイヤリティ、ライセンスフィーおよびその他の事由に関わらず、一切の金銭の支払いは致しません。

8. 展示に関するルール

出展者は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を遵守する他、以下のルールを遵守していただきます。

(1) 出展者名・出展物

出展者名は補助事業者名とし、出展募集要綱に記載された出展物を出展対象とします。

出展者は、出展申込フォームに記載された法人・団体および出展物に変更が生じた場合、速やかに主催者等が定める方法で事務局に届けた上で、許可を得なければなりません。

(2) 装飾・出展物などの搬入・搬出および展示方法

装飾・出展物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展マニュアル・提出書類」に記載され、出展者はこれを守らなければなりません。

出展者は、通路など自社ブース内以外の場所で展示・宣伝行為などを行うことはできません。また、近隣の展示物を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者等が判断し、出展者は改善等主催者等の指示に従うものとします。

(3) 迷惑行為・危険物等の持込禁止

出展者は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者や来場者の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者や来場者に多大なる迷惑を与えていると主催者等が判断した場合、主催者等は中止・変更を指示することができ、出展者はその指示に従うものとします。

なお、自治体の火災予防条例その他により危険物の持込は禁止されておりますので、装飾物・演出としての裸火（火花を発生させる装置、ニクロム線等の露出した電熱器、石油ストーブ、アルコールランプ）等の使用、煙・ス

【出展規約】

モークマシン、ネオン管、水、プロパンガス、圧縮空気、水素を発生する商品等の展示やデモンストレーション、ドローン等飛行物の操作などの使用はできません。

出展者は、本展会期中および会期後に他の出展者や来場者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者等が判断した場合、主催者等は出展禁止、出展取消等の命令および翌年度以降の出展申込不受理を決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。

(4) 販売・即売行為について

①本展における販売行為は、8. (1) の出展募集要項に記載された出展物、及びその出展物と密接に関連があるとみなされるものに限りします。また、3. (3) 出展不受理基準及び3. (4) 出展禁止措置の規定に準ずる展示・販売物については陳列そのものを禁止します。

②販売等を行う決済手段については、キャッシュレス（バーコード決済・交通系 IC カード決済・クレジット/デビットカード決済など）に限るものとし、現金の取り扱いが防犯上の理由から禁止といたします。

③決済手段にかかるシステム、機器、備品、通信、キャッシュレス決済代行業者との事前準備や導入初期費用などの費用についてはすべて各出展者の負担となります。また事務局ではキャッシュレス決済代行業者などの紹介並びに媒介などは一切行いません。

④展示会施設既設のフリーwifi などを通じて決済システムを運用して起きた通信状態等を起因とするトラブルについて事務局は一切の責任を負いません。

⑤決済代行業者との間に生ずる債権、債務を含む取引については事務局は一切責任を負いません。

⑥食品類の販売については、パッケージング加工されているものに限りします。その場で調理・加工・盛り付けしたものの販売及び販売者がパッケージングの開封を行うことは禁止いたします。

⑦上記①から⑥の規定に違反していると主催者が判断した場合は、8. (3) 迷惑行為・危険物等の持込禁止規定に準じた、販売・出展の中止・変更を指示することがあります。

⑧本展会期中および会期後の出展者と来場者間における販売・商談・契約内容などに関して、主催者等はその責を一切負いません。

(5) 写真・動画の撮影

写真撮影権、動画撮影権は主催者等有します。主催者等によって撮影された内容は開催報告書等の公表データ、その他プロモーションに利用することがあります。また、

出展者は事務局に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ撮影することができます。

(6) 酒類の提供制限

出展者が会場内で酒類を試飲提供する場合は、未成年者や車での来場者には提供してはなりません。出展者が酒類を試飲提供したことによって、未成年者の飲酒や車での来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。

9. 展示会の延期・中止

天災地変、疫病（感染症の広範囲にわたる流行及び本展示会の会場周辺での地域的な流行を含む）、社会インフラ（電力、通信、交通機関を含む）の重大な障害、テロ、公権力の行使その他不可抗力により本展示会開催が困難と主催者が判断した場合、主催者は、本展示会の延期又は中止（取りやめ、開催期間中の一時的な中止を含む。本条において以下同じ）を決定できるものとします。この場合、第4項で定めるキャンセル料は出展者に対し請求しません。

10. 損害賠償責任

(1) 主催者は、前項に基づき本展示会の開催を中止した場合、それに伴って出展者に生じた損害について何ら賠償する責任を負わないものとします。

(2) 主催者は、本展示会を中止する場合であっても、出展者に対し払い込み済み出展一部負担金同額の返金を行う以外、何ら債務を負担しないものとします。

(3) 本展示会が主催者の責に帰すべき事由により中止となった場合、主催者は、払い込み済みの出展一部負担金を全額出展者に返金します。この場合、出展者は主催者に対して、本展示会中止によって生ずる一切の損害賠償請求を行わないものとします。

(4) 出展者、来場者、主催者等（本展示会の運営に関係する者を含む）の生命・健康・財産に被害が及ぶおそれのある事態が生じた場合、主催者は主催者の判断により、本展示会の中止を決定できるものとします。その場合、主催者は本条の規定を適用することがきるものとします。

(5) 主催者等はいかなる場合においても、出展者が出展ブース、印刷物および本展 Web サイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。

(6) 出展者は、故意・過失の如何を問わず、会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者等が用意した設備に与えた一切の損害について、遅滞なく賠償するものとします。

【出展規約】

(7) 出展物について他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者等はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者等には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者等に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならないものとします。

(8) 主催者等は、ガイドブック、会場マップ、Web サイト、開催報告書やその他の告知宣伝物の中に偶発的に生じた誤字・脱字等に関する責任を負わないものとします。

(9) 搬入・搬出期間を含む開催期間中に、出展者が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者などに生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むあらゆる損害を与えた場合、主催者等は一切の責を負わず、他の出展者または来場者との間の紛争等は、出展者の責任のもとで解決するものとします。

11. 反社会的勢力の排除

出展者は、現に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 2 条に規定する暴力団・暴力団員・暴力団関係団体・関係者等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明・保証するものとします。

なお当該反社会的勢力には『無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律』『組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律』の規制対象となるものを含みます。

主催者等は、出展者が前項に違反した場合、出展取消とすることができます。

12. 出展者における個人情報の取扱い

出展者は、本展において自ら個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。

出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営を行わなければなりません。

出展者は、「個人情報」の情報主体から展示などを通じて取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとらなければなりません。

出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で紛

争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、主催者等は一切の責を負いません。

13. その他

本規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに出展者は同意するものとします。

主催者等はやむを得ない事情があるとき、本規約等を変更することがあり、出展者はあらかじめこれに同意し、変更後の新規約等を遵守することとします。

【登録された個人情報について】

登録いただきました個人情報は、主催者等が本展の準備・運営、あるいは本展を紹介する出版物、各種サービス等へ情報を提供するために利用させていただき他、主催者が開催・協力する他の事業や展示会の案内、業務運営上必要な照会、中小企業者間の商談会等のために利用する場合があります。なお提供いただきました個人情報は、主催者等にて厳重に管理いたします。

会場内においてオフィシャルカメラマンによる取材・撮影を行います。取材によって得られた情報や撮影した画像は、主催者の広報・宣伝活動に使用場合があります。また、テレビ・ラジオ・紙誌等の取材が入る予定です。会場内の様子が、これらプレスに掲載・報道されることがありますことを、予めご了承ください。

お問合せ先：ものづくり補助事業展示商談会
「中小企業 新ものづくり・新サービス展」事務局
(運営業務受託 日本コンベンションサービス株式会社)
E-mail: tenji@shin-monodukuri-shin-service.jp

以 上